

令和5年4月28日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
山 岳 流 域 研 究 院 長 殿
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

学 長

学校保健安全法施行規則の改正に伴う授業の出欠等の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）を改正することが国から示されました。

このことを踏まえ、令和5年5月8日以降における授業の出欠等の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、各部局の教職員に周知のうえ対応願います。

記

1. 登校停止の取扱いについて

登校停止の対象となる学生及び授業等の取扱いは以下のとおりとする。

登校停止となる学生	登校停止が不要となる学生
<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症に感染した学生（他の学校感染症にかかった学生も含む）	<ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者・風邪の症状がある学生・海外から日本に帰国（入国）した学生
<p><授業等の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none">・大学への報告が必要・新型コロナウイルス感染症にかかった場合における登校停止の期間は、発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで・登校停止期間中の授業は「欠席扱い」としない（回数の制限はない）・登校停止期間中の授業の代替措置として授業担当教員の判断により実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない	<p><授業等の取り扱い></p> <ul style="list-style-type: none">・大学への報告は不要

※新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症にかかった学生の登校停止の期間や登校停止の手続き等は、「学校保健安全法に基づく登校停止の取扱い」を参照すること。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に関しこれまで発出した取扱い等は以下のとおり継続又は廃止する。

継続する取扱い

- (1) 対面授業の出席に支障がある学生の取扱いについて（令和5年2月2日付け）

廃止する取扱い等

- (1) 学外での教育活動等におけるバスの利用について（令和2年7月21日付け）
- (2) 新型コロナウイルス感染確認のために検査を受ける場合の連絡について（令和2年8月3日付け）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の副反応による授業の出欠の取扱いについて（令和3年9月24日付け）
- (4) 授業実施時における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（令和4年4月7日付け）
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触があった学生に係る授業出欠の取扱いについて（令和4年6月9日付け）
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて【第3報】（令和4年7月28日付け）
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和5年3月2日付け）

【参考】「学校感染症」は以下のとおり

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎
ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)
中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)
特定鳥インフルエンザ(学校保健安全法施行規則に規定されたもの)
インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱
新型コロナウイルス感染症(学校保健安全法施行規則に規定されたもの) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ
細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

(本件担当)
学務部教務課教育企画係
E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp